

留萌市各種審議会委員の募集について

留萌市では、令和6年4月に改選期を迎える4つの審議会の委員を募集します。

各種審議会委員とは、市がこれから進めようとするさまざまな仕事を適正に進めるため、皆さんから意見や提言をいただくための組織の委員で、より多くの意見を反映させるために公募制を導入しています。

留萌市自治基本条例による『市民参加の原則』の趣旨のとおり、住み良い留萌市にするため、多くの市民の皆さんからご意見などをいただきたいと思います。

1 募集する各種審議会委員

今回募集する各種審議会とその概要、任期などは裏面の表のとおりです。

年間2～4回程度の会議（会議に要する時間は、主として平日2時間程度）を予定しています。

各出席委員には、1回につき3,000円の報酬が支給されます。

2 公募対象者

対象者は、留萌市内に居住かつ住所のある満20歳以上75歳以下（令和6年4月1日現在）で市税等を完納されている方に限ります。

3 申込方法

「留萌市各種審議会選考申込書（別記様式1号）」に必要事項を記入し、令和6年1月22日（月）から2月29日（木）までに（郵送の場合も29日必着）市役所総務課へ申込み下さい。申込書については、市役所総務課、中央公民館、は一とふる、るもいプラザにて配布しております。なお、留萌市ホームページからもダウンロードが可能です。

4 選考方法

- （1）公募条件を満たしている場合、委員候補者として名簿に登録します。（登録期間は2年間となります。）
- （2）ご本人のご希望などを考慮して、順次、委員に委嘱します。
- （3）応募者多数の場合など、名簿に登録されても委員に委嘱されない場合がありますので、あらかじめご了承ください。（いずれの場合も、決定内容について3月中にご本人あてに通知します。）

5 その他

- （1）既に市の審議会の委員等に選任されている場合につきましては、留萌市審議会の設置等に関する規程第4条第1項第5号に基づき、「ほかの審議会などの委員の職を4職以上兼ねる方は審議会の委員に任命しないこと。」とされておりますのでご了承ください。
- （2）現在、留萌市では「女性・青年の市政への参加を積極的に推進する」こととしており、今回の各種審議会委員の公募につきましても、女性及び青年層の方々の積極的な応募をお願いいたします。

今回募集する各種審議会委員

	審議会等の名称	話し合いの内容	任期	募集人員
①	留萌市国民健康保険 運営協議会 ※国民健康保険 被保険者限定	国民健康保険の状況や保険税、特定健診などの国民健康保険事業の運営に関することについて話し合います。	令和6年4月1日～ 令和9年3月31日 (任期：3年間)	3名
②	留萌市介護保険 運営協議会	介護保険に関することや介護保険事業計画の重要事項などについて話し合います。	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日 (任期：2年間)	4名
③	留萌市地域包括支援 センター運営協議会 ※介護保険被保険者限定	センターの運営に関することや地域の支援体制などについて話し合います。		2名
④	留萌市社会教育 委員の会議	社会教育に関する諸計画に地域の実態や市民の意向を反映させるために話し合います。		2名
	計			11名

※各種審議会の詳しい内容につきましては、それぞれ次の担当課へお問い合わせ下さい。

- ①保険給付係 42-1805
- ②介護保険係 49-6070
- ③地域包括支援センター係 49-6060
- ④生涯学習係 42-0435

問合わせ及び申込み先	〒077-8601 留萌市幸町1丁目11番地 留萌市役所総務部総務課人事研修係 Tel0164-42-1802 (直通) e-mail:jinji@e-rumoi.jp
------------	--